

平成18年第3回東大和市議会定例会会議録第22号

平成18年9月22日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	10番	関野杜成君
11番	西川洋一君	12番	藤原宏子君
13番	関田貢君	14番	関田正民君
15番	木下光雄君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	松浦誠君	20番	下条学君
21番	小林知久君	22番	尾崎保夫君

欠席議員（なし）

事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君

出席説明員（16名）

市長	尾又正則君	助役	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
市民部長	高杉豊君	生活環境部長	内野章君
福祉部長	関田実君	福祉部参事	北田和雄君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
社会教育部長	榎本豊君	財政課長	関田新一君
総務部副参事	町田誠二君	職員課長	田代雄己君

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1～日程第6〕

- 第 1 第 5 5 号議案 東大和市国民保護協議会条例
- 第 2 第 5 7 号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 第 3 1 8 第 7 号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情
- 第 4 1 8 第 8 号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情
- 第 5 1 8 第 9 号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情
- 第 6 1 8 第 1 0 号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情  
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 7〕
- 第 7 1 8 第 1 1 号陳情 特別養護老人ホーム「さくら苑」に関する陳情  
〔建設環境委員会審査報告 日程第 8～日程第 1 0〕
- 第 8 第 6 9 号議案 市道路線の認定について
- 第 9 第 7 0 号議案 市道路線の認定について
- 第 1 0 第 7 1 号議案 市道路線の一部廃止について  
〔議会運営委員会調査報告 日程第 1 1〕
- 第 1 1 議会運営の活性化について  
〔決算特別委員会審査報告 日程第 1 2～日程第 1 8〕
- 第 1 2 第 4 7 号議案 平成 1 7 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 第 4 8 号議案 平成 1 7 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 第 4 9 号議案 平成 1 7 年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 第 5 0 号議案 平成 1 7 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 第 5 1 号議案 平成 1 7 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 第 5 2 号議案 平成 1 7 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 第 5 3 号議案 平成 1 7 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 第 5 6 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 0 議第 5 号議案 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
- 第 2 1 議第 6 号議案 飲酒運転の撲滅に関する決議
- 第 2 2 閉会中の継続審査について
- 第 2 3 閉会中の特定事件調査について
- 第 2 4 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 2 4 まで

午前 9時30分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第55号議案 東大和市国民保護協議会条例

日程第2 第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

日程第3 18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情

日程第4 18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情

日程第5 18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情

日程第6 18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第1 第55号議案 東大和市国民保護協議会条例、日程第2 第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、日程第3 18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情、日程第4 18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情、日程第5 18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情、日程第6 18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情、以上、議案2件、陳情4件を一括議題に供します。

以上、6件につきましては、総務委員会委員長、大后治雄議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） おはようございます。ただいま議題に供されました第55号議案 東大和市国民保護協議会条例及び第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、並びに18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情、並びに18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情、並びに18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情、並びに18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情、以上、議案2件、陳情4件につきまして総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成18年9月13日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず初めに、第55号議案 東大和市国民保護協議会条例に対します審査の御報告であります。

質疑などは次のとおりであります。

東大和市情報公開条例の第30条に会議は公開すると記されているが、もちろんこの国民保護協議会も公開かとの質疑に対し、基本的にはこの条例の中には公開の規定はないが、原則公開という形で考えているとの答弁がありました。

次に協議会の委員の構成だが、現段階で何名ぐらいの女性の委員のメンバーを考えているのか。また、学識経験者等という方の登用をお考えかとの質疑に対し、保護法の中でメンバーについてはある程度規定がされている。したがって、おのずから担当の方が委員になるが、まず学識経験者の部分で市としてのある程度の配

慮ができるということで、現時点で女性としては北多摩消防署の防火女性の会の方1名、お願いしようと考えている。また、学識経験者の中に人権擁護委員の方をということで理事者と調整をしている。したがって、女性については今のところ防火女性の会の方が1名、もし人権擁護委員の方を入れられるとすると、人権擁護委員の中にも女性がいらっしゃるの、その方にするかどうか理事者と協議をしたいとの答弁がありました。

次に、人権擁護委員に関しては協議をしている最中ということだが、ぜひ専門性を持った弁護士の登用も御検討いただきたい。また、協議会には多くの市民の意見を取り入れていただきたい。先日パブリックコメントなどが重要と答弁されたが、年齢や地域などの広範囲にわたっての意見や要望を取り入れるために、例えば国民保護計画をホームページに掲載して、多くの市民から意見を取り入れるような考えはとの質疑に対し、市民の声を聞くのは本当に大事なことだと思っている。その中でパブリックコメントをするかどうかだが、事務局サイドとしては広く市民の意見を聞く必要があると認識している。しかし、協議会の中で協議会の会長を初め委員の御意見をお伺いする必要があり、まずは委員の御理解を求めたいと思っている。市民の意見を聞くことになった場合、具体的な内容については今後検討するが、当然ホームページ等にも載せて意見を伺うことになるかと考えているとの答弁がありました。

次に、例えば異議申し立てなどができるような有効なシステムというの、ぜひつくっていただきたいがどうかとの質疑に対し、いろいろな市民の意見、声、要望、要請等、お伺いしていきたいと思っているが、異議申し立てなどについては、現在検討していないので、今後検討課題とさせていただきたいとの答弁がありました。

次に、万一想定する事態に至った場合、国民の保護のための措置を実施する組織が必要であると思う。国民保護対策本部条例や緊急対処事態対策本部条例などといった国民の保護を目的とした、それに見合った対策本部の設置条例は今定例会では出されていないが、その予定はとの質疑に対し、協議会条例と本部条例を同時に提案している自治体は多い。何市かが本部条例は後回しにしてまず協議会条例を上程しており、その1市が本市である。本部条例というのは、今上程したとしても、組織の内容だけで本部がやることというのは具体的に協議会の答申に出ておらず決まっていない。これは答申をいただき、市が計画をつくった段階で本部を立ち上げるという考えであるので、来年の時期はわからないが、本部条例を上程させていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、この東大和市災害対策本部条例はあくまでも設置に関する条例であり、災害対策本部に関しては東大和市災害対策本部条例施行規則というのがあって、その規則の中に記されていると認識している。今回一緒に出されていなかった理由が、いろいろなことが盛り込められないというような答弁だったと思うが、すべて施行規則に盛り込めばいいことであって、本来ならば本部条例は一緒に出してもよかったと思うので、早目にやっていただきたいとの要望がありました。

以上のような質疑などを経て、討論なく、第55号議案 東大和市国民保護協議会条例を原案どおり可決と決しました。

続きまして、第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に対します審査の御報告であります。

質疑などは次のとおりであります。

条例案で示されている3条の中に、職員の分限及び懲戒処分状況を公表するという形になっている。昨今公務員による飲酒運転事故が連日のように報道されているが、当市において職員の飲酒運転事故を防ぐための

考え方、当然懲戒処分の対象にもなると思うがどうか。また、新聞報道で、東村山市が職員を懲戒処分とした際の公表基準を策定するとあり、これはなかったので策定するということだが、当市の状況はとの質疑に対し、当市の飲酒運転の考え方だが、新聞報道にもあるように大変厳しい対応をすることになっている。これは市長の基本的な指針として、庁議や年末年始の部長に対する訓示さらには安全運転講習会等でも日ごろから言われ、市長になられたときからそういう方針で職員末端まで浸透しており、飲酒運転をやったら懲戒解雇ということでは言われてきた。したがって職員の中にも浸透し、そういう認識、意識を持っていると思っている。また、平成6年から東大和市職員交通事故懲戒等の基準があつて、中身を本来は見直さねばならなかったが、基本的な市長の指針があるので、それで今まで来てしまった。これを見直して、厳しい対応、中身のものに今後していきたいということで、既に事務方では策定、検討に取りかかっている状況であるとの答弁がありました。

次に、今までも人事行政の運営状況等は市報等でも公開されていたが、今回明確な条例化に取り組みられるわけで、この条例の中に載っている人事行政運営等の状況の公開にあわせて、ぜひ飲酒運転に対する当市の厳しい姿勢等についても公表していただきたいとの要望がありました。

次に、飲酒運転の帮助や教唆などでも摘発されているケースが多いと思う。新たにつくられるという懲戒等の基準の中に、飲酒だけではなく、例えば同乗した職員も入れていただければと思うがどうかとの質疑に対し、刑法の中に帮助罪、教唆罪というのがあるが、酒を飲ませたあるいは誘った方も処罰の対象になることになっていると思うが、それについても基準づくりの中で検討させていただきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑などを経て、討論なく、第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を原案どおり可決と決しました。

続きまして、18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情に対します審査の御報告であります。

質疑は次のとおりであります。

初当選以来、一般質問の中で何度も市の取り組みを促してきたが、改めてその必要性についての認識と、平成9年3月に同様の陳情を市議会で採択したが、数年たってもなかなか現実に至っていない状況をどう見るかとの質疑に対し、長年の経過があり、市の認識としては市の表玄関であるということで、駅前の防犯あるいは周辺のマンション建設による人口増等あり、さらには都道の交通の要衝という観点からも交番の必要性を認識している。今後も引き続き関係機関へ粘り強く要望していきたい。また、今までの市のいろいろな要請等だが、東大和警察署に市長が以前正式に要請した経緯がある。その後については、担当者が事あるごとに東大和警察署に、状況等の聞き取りも含めて東大和市駅前の交番の設置について要請をしているのが現状であるとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論なく、18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情を採択と決しました。

続きまして、18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情及び18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情に対します審査の御報告であります。

これら2件につき、一括議題に供した後、審査に入りました。

2件とも質疑、討論なく、18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び

「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情をまず採択と決した後、さきに採択された18第8号陳情と趣旨が同じものであることから、18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情をみなし採択と決しました。

続きまして、18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情に対します審査の御報告であります。

質疑は次のとおりであります。

実際に何もしなくても、団体や組織が犯罪の相談をただけで罪に問われる可能性がある法案だが、この法案が成立した場合には、当市にどういう影響があると思われるかとの質疑に対し、現在国会でも審議中であり継続になっているが、なかなか大きい問題で、地方自治体でどういう問題があるか、ここで具体的な例を出すのはなかなか難しく、答弁にならないような形であるが、そういうことであるとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論を行いました。

共謀罪は、国際的な組織犯罪防止に関する国際連合条約に基づいて必要な国内法を整備する法案である。もちろん国際的な組織犯罪防止という目的はしっかりと果たしていく必要があるが、しかしながら本法案における共謀罪は、犯罪の実行を話し合っただけで処罰できるというもので、単なる日常会話も処罰の対象となる危険性がある。共謀の事実はどうのように証明されるのか。日常生活において何げなく交わされている犯罪にかかわる会話さえも、本当に実行しようとは思っていないくても、共謀罪として処罰の対象になってしまう可能性がある。また、組織的な犯罪集団、この処罰の対象となる組織、団体の定義が不明確であり、NPOや市民団体、労働組合、企業など、対象範囲が広範である。このように、国民の自由な表現活動を抑制するおそれが生じることは、憲法上保障された権利、自由に対する不当な制限を課する手段であると考え、本陳情に賛成する。

以上のような討論を経て、起立採決の結果、起立少数にて、18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情は不採択と決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔総務委員会委員長 大后 治雄 君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔3 番 長瀬りつ君 登壇〕

○3番（長瀬りつ君） 3番、長瀬りつです。第55号議案 東大和市国民保護協議会条例設置に反対の討論をいたします。

この議案は、国民保護法の成立により、日本が他国から攻撃を受けたとき速やかに市民を避難させる計画の策定が義務づけられたことにより提出されたものです。したがって、我が市が他市と比べておかしなことをしているわけでもなければ、この議案そのものに重大な瑕疵があるわけでもありません。しかし、法的に義務づ

けられたものであったとしても、あるいは有事法制が仮に必要だとしても、市民の安全・安心に直接責任を有する市が、この有事関連法体系や国民保護計画が持つ重大な問題点を認識しないまま、国の方針に従って淡々と保護計画を策定するならば、深刻な事態を招くおそれがあると指摘しなければなりません。

まず国民保護法には、戦争の歴史を踏まえて、民間人の犠牲を減らそうとつくられたジュネーブ条約などの戦時国際人道法を的確に実施する旨規定されていますが、この人道法にのっとった具体的な内容がありません。自衛隊が住民の避難を助けるなんて、逆に人道法の軍民分離に反しています。自衛隊を協議会のメンバーに加えることになっていますが、自衛隊は自衛隊法で規定されているとおり、国は守りますが国民を守るものではありません。現職の自衛官の話によると、「我々は直接侵略、あるいは間接侵略に対する訓練しか想定して行っていない。避難に関しては、実際に起きてみないとわからない。」という非常に率直なお答えでした。また、想定される攻撃事態は余りに非現実的ですが、これら予想される攻撃パターンに沿って、市民を相手の攻撃から保護する対策を市長は本気でお考えなのでしょうか。東大和市民がどこかに避難するとして、避難する先の住民や市民はどこに避難すればいいのかと順に考えれば、1,000万都民の避難先などないという現実はわかるはずです。

戦争とテロを殊さらに強調し危機感をあおって、平素から国民に訓練と啓発に努めさせるという政府のシナリオは、平時においても有事への備えなどを理由に、憲法が保障する基本的人権が規制され、国民の主権がないがしろにされるおそれが十分にあると考えます。だからこそ計画策定に当たっては、市民の意見が反映できる仕組みを十分に担保する必要があります。しかし、協議会が設置されれば国や都の方針に従って淡々と作業が進むことでしょう。石原都知事は、有事の際、知事として超法規的措置をとると断言していますから、市がつくった保護計画はただの紙切れ同然になってしまうわけですが、それでもよいということなのでしょう。武力によらない平和を願う多くの国民の思いを踏みにじり、なおかつ地方分権と言いながら巨大なトップダウンで市にまで軍事を持ち込むことは、憲法と地方自治法に基づいて積み重ねられてきた地方自治の本旨をも踏みにじることになるかと考え、反対いたします。

〔3 番 長瀬りつ君 降壇〕

〔12番 藤原宏子君 登壇〕

○12番（藤原宏子君） 12番、藤原宏子です。第55号議案 東大和市民国民保護協議会条例に反対の立場から討論を行います。

今日本が攻撃をされる可能性がないことは政府の国会答弁でも明らかです。可能性があるとするれば、アメリカが行動を起こしたときにそれに巻き込まれることが大きいということです。そもそも国民保護法の大もとである武力攻撃事態法とは、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するという極めて危険な内容になっています。市の資料に図示された武力攻撃事態についても、予測事態という形で、アメリカが海外に先制攻撃をしかけたときに、自衛隊が一体になって参加する危険な決定であります。

さらに日本国民、地方自治体、民間組織に対して、米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みがつけられています。それは一つには、国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済への影響を最小限にする措置として、国民保護法に。二つ目には、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置、これは米軍支援法。三つ目には、自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するための措置、自衛隊法改正であります。これらはそれぞれが密接な関連を持ち、特に地方自治体や国民、民間に対し、米軍と自衛隊への支

援、協力の義務づけが一段と強化され、これらは武力攻撃事態法や国民保護法で、地方自治体の責務とか国民の協力を法文に明記するとともに、従わなかった場合の罰則まで規定し、文字どおりの強制規定となりました。

外部からの不当な侵略があった場合や大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。しかし、有事法制における国民保護計画は、災害時における住民避難計画とは根本的に違うものです。また、市の協議会に保護計画の策定を義務づけ、地方自治体に作成義務を課しているのは、住民避難計画だけではなく、病院や学校、公民館などの施設を米軍、自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくり、有事の場合、土地、施設の収用、物資の収用や保管命令、強制収用、医療関係者や土木・建築業者、輸送業者などに自衛隊への従事命令を発するのも都道府県知事となっています。政令により指定された指定公共機関として39の機関、内閣総理大臣が指定し、公示された指定公共機関121機関など、米軍と自衛隊の行動に国を挙げて動員する、まさに戦時総動員体制そのものであります。

東大和市国民保護協議会はその実施を推進する機関として、今後重大な任務を担うこととなります。国民保護法と言いながら、日本国憲法で保障された人権や生命、国民の財産など、国民の権利を守る文言はどこにもなく、東大和市国民保護協議会の会長となる市長が、市民の権利を守ることもできないことが自明のこの条例に、日本共産党東大和市議団として断固反対を表明するものであります。

次に、18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情の採択に賛成の立場から討論を行います。

この共謀罪を新設する法案は、これまでの国会で2回廃案となり、さきの国会では継続審議となっています。共謀罪の新設には、多くの市民団体や法律関係者が反対をしています。それは、この法律が犯罪の実行を話し合い、合意しただけで処罰の対象とする点で、これまでの刑法とは根本的に異なり、戦前の治安維持法のように思想そのものを取り締まる弾圧法規になる危険があるからです。現行刑法は、実際に犯罪が行われた場合に処罰するのが原則です。ところが共謀罪はこの大原則を覆し、犯罪行為が行われなくても、犯罪について——犯罪とは法に書かれている事件にかかわる問題ですが、これについて相談し合意しただけで犯罪とされる危険な法律です。

共謀罪の新設は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の批准に伴う国内法整備だとされています。同条約は、マフィアなどの国境を越える犯罪集団の犯罪を効果的に防止するためにつくられたものですから、適用対象も越境組織犯罪に限定し、かつ組織犯罪集団の関与を条件とすると明記されています。ところが政府、法務省提出の法案にはこうした限定はなく、適用対象となる犯罪は、4年以上の懲役、禁錮に当たる罪で619種にも及びます。このため一般の会社や労働組合、宗教団体、NGO（非政府組織）など、幅広い団体が対象になりかねません。

例えば、ある労働組合が、社長の譲歩が得られるまで徹夜交渉も辞さない手厳しい団交をやると決めただけで、組織的強要の共謀罪になりかねない。また、マンション建設に反対する住民団体が、資材搬入を座り込みで阻止しようと決めれば、組織的威力業務妨害共謀罪で逮捕されかねません。政府は国会で、市民団体や労働組合には適用されないと答弁していますが、法案には限定がありません。

共謀罪への批判が高まる中で与党は与党修正案を提出し、団体の限定をしたり、犯罪の実行に資する行為が行われた場合においてなどを追加していますけれども、日弁連の会長声明でこのあいまいさが指摘され、ほとんど歯どめにならないと言われており、この与党修正案は結局、国民の自由と人権に対する重大な攻撃である共謀罪の危険な内容を改善するものではなく、逆にこの法案の危険性を隠ぺいするものといえます。

そもそも共謀罪は、国際的な組織犯罪を防止することとは関係がないばかりか、対象犯罪が619と広範な上対象団体を限定しないため、国民のさまざまな活動が適用対象とされ、犯行の実行はおろか準備行為にも至っていない意思の合意で犯罪とされるといふもので、捜査当局の乱用のおそればかり知れません。第2に、共謀の事実を立証するためには、意思の連絡の手段が捜査対象になり、電話などの盗聴やスパイの潜入ということにもなり、さらに共謀罪は自首したときは刑が軽減されることになっており、密告の奨励など、物言えぬ監視社会にもなりかねません。第3に、共謀罪は他人の生命、身体、財産などに被害をもたらした行為を処罰するという現行刑法の大原則を覆し、思想、信条や内心の自由をも処罰の対象にできることとなります。このような希代の悪法は廃案にするしかありません。

この陳情の理由に述べているように、東大和市議会として廃案を求める意見書を提出すべきであると考えますので、この陳情の採択に賛成をするものであります。

[12番 藤原宏子君 降壇]

[1番 粕谷久美子君 登壇]

○1番(粕谷久美子君) 1番、東大和21、粕谷久美子です。18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

人が犯罪の遂行を思いついてから、実際に結果が発生するまでには幾つかの段階があります。1、共謀、犯罪の合意、2、予備、具体的な準備、3、未遂、犯罪の実行の着手、4、既遂、犯罪の結果の発生です。

我が国の法体系は、殺人罪や強盗、爆弾関係の犯罪など、限定された重大犯罪に2段階目の予備罪が適用されるだけで、そのほかは4段階目の既遂、犯罪の結果の発生をもって犯罪が成立する罪刑法定主義を原則にしています。今回の法案は、こうした罪刑法定主義という法体系を根底から覆す性格を持っています。

他の国の共謀罪では、例えばアメリカの共謀罪は、少なくとも2段階目の予備、準備行為が開始されるという事実が必要とされています。ほかの多くの国も犯罪の準備行為、合意を促進する行為が要件となっております。つまり世界的には、予備、具体的な準備という要件が最低不可欠であると考えられています。しかし、本法案における共謀罪は、実行を合意した段階で処罰するというもので、このことは行為ではなく、内心に対する処罰に踏み込むことを意味するものです。

共謀罪の新設が提案されるに先立って、2003年5月、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の批准を行っています。この条約を批准したために、国内法整備が必要になったことから新設されるに至った経緯があります。この条約は、テロやマフィアなどの国境を越える組織犯罪集団の犯罪を効果的に防止することを目的としたものであり、日本政府は条約起草の過程において組織的な犯罪集団に関連した犯罪に限定するよう主張していました。このような広範な処罰化は、国内法の原則と相入れないと主張していたのですが、一たん条約が制定されてしまうと、このような慎重な姿勢を転換し、条約の内容を上回る立法を提案しています。

共謀罪に適用される対象犯罪の数は619種類に及び、例えば消火妨害、公正証書原本不実記載、虚偽鑑定、強制わいせつ、特別公務員職権乱用、受託収賄、傷害、詐欺、横領、日本中央競馬会等の以外の者による競馬等、公職の候補者等の買収、選挙の自由妨害、利害誘導、建造物等破損、境界線破損などが挙げられます。619種類の中には国境を越える罪名も多く含まれていますが、今紹介した罪名は、国境を越える犯罪と結びつけることはできません。また、一般的な社会生活上の行為が共謀罪に当たらないとされていますが、実行行為のない犯罪の立証は難しいため、通信傍受捜査の拡大や密告奨励になりかねません。

組織犯罪集団の関与する場合に限定されていない以上、国民の一般的な社会生活上、関与する会社や市民団

体、労働組合などの行為が共謀罪に問われる可能性は大きいと言わざるを得ません。共謀罪の証拠は、人の会話のコミュニケーションそのものです。こうした問題のある共謀罪の新設法案は廃止にすべきと考えます。よって東大和市議会としても、陳情の言うとおりの廃案を求める意見書を提出すべきと考え賛成するものです。

[1 番 粕谷久美子君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第55号議案 東大和市国民保護協議会条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情、本件は18第8号陳情が採択されたことにより、みなし採択と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

#### 日程第7 18第11号陳情 特別養護老人ホーム「さくら苑」に関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第7 18第11号陳情 特別養護老人ホーム「さくら苑」に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 佐村明美君 登壇]

○17番（佐村明美君） ただいま議題に供されました18第11号陳情 特別養護老人ホーム「さくら苑」に関する陳情につきまして、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成18年9月14日に開催し、説明員に助役ほか関係部長の出席を求め審査を行いました。

本案を議題に供し、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

9月6日に東京都が補助金の交付決定について、詳細な事実関係等が判明するまでの間、交付決定を保留するという項目があったが、どれくらいの期間を保留されるのかとの質疑に対し、さくら苑に対する経営支援補助の保留の件については、東京都からさくら苑に勧告が出されており、10月5日までに勧告に従った改善の報告を求めている。報告を見て改善の状況を判断しながら、都の補助金の方については留保の解除を考えるという説明を受けていると答弁がありました。

10月5日の報告書を見て東京都が判断するが、市の態度はどうかとの質疑に対し、市としても東京都からさくら苑に勧告が出されたことを重く受けとめて、施設整備費の補助金について留保している。さくら苑に通知した中では、東京都の勧告に沿った改善が図られるまでの間ということで留保期間を設定していると答弁がありました。

今般の事件以前にさくら苑に対する苦情の件数があったのかどうか、またそれらに対してどういう処理をされたか。介護保険になってからさくら苑では職員の体制が変わっていると思うが、わかっているのか。また、利用者や御家族の意見を十分聞く場所はどうかとの質疑に対し、苦情については、東京都国民健康保険団体連合会の介護保険に関する苦情等の状況調査がある。介護保険の保険者は苦情の件数を報告するというシステムになっており、15年から17年度の各3年間の苦情の件数が、さくら苑については1件である。職員体制の状況は、特別養護老人ホームについては18年4月までは市は関与する権限を持っておらず、保険給付に関する調査以外については東京都が指揮監督権を持っていたので、職員体制の変化等については把握できていないと答弁がありました。

苦情処理は、東京都の国保連の方だということだが、利用者の家族は市内の特養ホームで起こった問題は、とりあえずは市の方に来るのではないのかとの質疑に対し、苦情の件数で、把握の方法、集計等、いろいろやり方があるので、もう一度再検討していく必要があると考えていると答弁がありました。

指定管理者ということで、多摩大和園も包括支援センターの指定管理者になっている。その指定管理者を決定するに当たっては、議会でも議決をしているので、大体決められている中では明らかにされているが、市として選ぶに当たっての基準を明らかにしていただきたいこと。また、今後このような事件があったことを受けて選定をするに当たり、どのような基準の見直しをされるのかとの質疑に対し、指定管理者の選定の基準については評価基準があり、1点目が市民の平等利用を確保することができるものであるか。2点目として、事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。また、管理の効率化を図ることができるものなのか。3点目が、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な物的能力及び人的能力を有しているか。4点目が、当該施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないことが評価基準で、これに基づいて細分化された審査項目というものがある。また今回の事件を受けて、現在の評価基準の中には、今回のさくら苑の事件で問題となった人権に対する取り組みの項目は特に設定はされていない。今後福祉の基本的理念であると思われる人権に対する取り組みについても、審査項目の中に加えることは検討していきたいと考えていると答弁がありました。

一義的な責任は法人が負っているという説明なのだろうけれど、少なくとも20年にわたって債務負担行為という形で、多額の市民の税金を施設助成という意味で支払っているわけで、そういうことを考えたときに、民間企業がやったことだから市には責任はないという言い方はないと思う。市として積極的に対処をしていただかないと、ますます市に対しても、また、その法人に対しても市民の信頼を得られるのは難しいと思うが、市の対応はどうかとの質疑に対し、この法人については、債務負担行為で20年間の施設整備費の補助をしている。この補助金の条件としては、80床あるベッドのうち、50床を市民が優先的に使うということを条件として、平成4年施設整備費の補助を始めた経過があり、市とかかわりの深い施設であることや、市民が利用する施設である。しかし、法人は法人としての定款もあり法人としての運営もある。その中で特に社会福祉法人であるから、ほかの法人に比べ社会に対する説明責任というものは非常に大きいものがあると思うので、積極的に果たしていくよう市は求めていく必要があると思っていると答弁がありました。

18年4月以降全体的な部分で監督していく義務が出てきたということで、今回の事件に関しては市も一義的に責任を負う部分がある。今後市民の不安をどう解消していくかという部分が最も肝心かと思うが、市報なりホームページなり、市のある限りの広報手段を使って現状をお伝えしてほしいと思うが考えはあるか。また、指定管理者の選定に当たって、人権に対する取り組みという部分にとどまらず、幅広い意見、見識を、法人選定を見ていくという第三者の評価の採用も含めて、もう少し幅広く基準を見てほしいと思うが、その部分の見解はどうかとの質疑に対し、市報とホームページを活用し、市民の不安の解消に努めてはについては、公表等を含めて施設の調整やプライバシーの問題等も出てくる。ホームページを活用して、どの程度出せるものなのかどうか、今後できるものとできないもの、当然出てくると思う。その辺のところを検討させていただきたいと思っている。指定管理者の評価に当たっての第三者評価の活用については、現在のところ研究課題というふうにさせていただきたいと答弁がありました。

質疑、討論を終了して、採決の結果、18第11号陳情 特別養護老人ホーム「さくら苑」に関する陳情は、採択と決しました。

委員長報告は以上でございます。

議長におかれまして、お取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第11号陳情 特別養護老人ホーム「さくら苑」に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することにより御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時26分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 第69号議案 市道路線の認定について

日程第 9 第70号議案 市道路線の認定について

日程第10 第71号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（松浦 誠君） 日程第8 第69号議案 市道路線の認定について、日程第9 第70号議案 市道路線の認定について、日程第10 第71号議案 市道路線の一部廃止について、以上、議案3件を一括議題に供します。

以上、3件につきましては、建設環境委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○14番（関田正民君） 18年第3回市議会定例会建設環境委員会報告をいたします。

ただいま議題に供されました第69号議案 市道路線の認定について、第70号議案 市道路線の認定について、第71号議案 市道路線の一部廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、平成18年9月15日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本3議案につきましては、一括議題に供した後、現地調査を行いました。

3議案とも質疑、討論なく、第69号議案 市道路線の認定について及び第70号議案 市道路線の認定について及び第71号議案 市道路線の一部廃止についての議案を原案どおり可決いたしました。

以上で建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第69号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第70号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第71号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第11 議会運営の活性化について

○議長（松浦 誠君） 日程第11 議会運営の活性化について、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○5番（森田憲二君） ただいま議題に供されました議会運営の活性化について、議会運営委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成17年第1回臨時会において議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会から付託がえをされ、平成17年6月17日より平成18年9月13日まで行政視察を含め10回開催されました。

議運のメンバーには事前に御配付をしておりますけど、ほかの議員の方々には、きょう御配付を申し上げました議会運営の活性化についての資料をごらんいただきたいと思います。

調査項目、理由、結果について示さしていただいております。

なお、付託以前の調査項目についても関連をしますことから、あわせて掲載、提示をさせていただきました。

なお、詳細については省略をさせていただき、御一読いただきたいと存じます。

なお、代表者会議にて改正が必要な事項については網かけをしてあり、その旨議長の方にも御報告をしてあります。

議員ハンドブック別冊は、東大和市議会議員政治倫理条例から、東大和市個人情報保護条例施行規則まで、議員ハンドブックに掲載をされてないものを、まとめて別冊として皆様に提示したものであります。

あわせて、地方自治法の一部を改正する法律についての資料は、参考資料として御配付をしたものであります。

以上で議会運営委員会の御報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で議会運営の活性化についてを終了いたします。

---

日程第12 第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 第49号議案 平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 第50号議案 平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 第51号議案 平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 第52号議案 平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（松浦 誠君） 日程第12 第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18 第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上7

議案を一括議題に供します。

以上7議案につきましては、決算特別委員会委員長、二宮由子議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 二宮由子君 登壇〕

○4番（二宮由子君） ただいま議題に供されました7議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月19日、20日の2日間にわたり付託されました第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〔決算特別委員会委員長 二宮由子君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔3 番 長瀬りつ君 登壇〕

○3番（長瀬りつ君） 3番、長瀬りつです。東大和21を代表して、平成17年度一般会計決算の認定に反対の討論をいたします。

17年度決算を見るに当たり、市財政が危機的状況にあることは、市長が17年度当初の施政方針で述べられているとおりです。また決算審査の初日には、決算に伴う市政報告でも、財政状況は今後も一層厳しいものとなることが予想されると述べられております。

日本社会は今、貧富の格差が拡大中です。平等を志向した過去の日本から大きく離脱しようとしています。日本の貧困率が15.3%という先進国第3位という高さは深刻で、貧困大国とも言えそうです。経済成長を図りながら公平性を確保するためには、今以上に格差が広がるのを防ぎ、セーフティネットの充実が図られなければならないのですが、そういう中で自治体は何ができるのか、どういう役目を負っているのか、ビジョンを持った上で自治体運営をしていかなければなりません。自治体の施策が市民のセーフティネットの役目を果たせるような市政運営を望みます。

歳入については、市長は市政報告の中で、市債の活用等により市民生活に必要な事業を実施してきたと述べておられますが、国の三位一体改革における交付税、補助金削減などの影響による減収分を補うための財政対策債などの赤字債は10億3,160万円で、歳入総額の4.3%を占めています。これら今までに積み上がった借金は、将来の世代が負担しなければならないもので、このまま赤字債を発行し続けていいものなのかどうか、行政も我々もしっかりと議論をしなければ、現世代としての責任が大きく問われることとなります。また、特別会計への一般会計からの繰出金はおよそ33億円。国保、老人保健、介護保険への国・都からの負担金はそれなりに

ありますが、ほとんどが市の財政負担です。国保会計は国レベルでの問題が多いのですが、国保の持つ構造的な問題もあり、一般会計からの繰り入れが年々ふえ、繰り入れることによって値上げを防いでいるのかもしれませんが、無原則に繰り入れるのでは特別会計の意味がなくなってしまいます。自治体としてできることを、すなわち医療費の増大に対する対策、市民が健康であり続けるための施策にどれぐらい力を入れているか、健康診断や病気の早期発見のためのシステムは、効率的に運用されているかなどを再点検する必要があります。

また、保険税の滞納及び徴収率については市税も同様ですが、一たん滞納となるとなかなか徴収が難しくなります。しかし、どちらも毎年8,000万円以上の金額が時効などで徴収不能になっているのをほうっておくわけにはいきません。行政は税の徴収を大切な業務としてとらえ、意識を変えて回収に当たってほしいと思います。また、最も繰入金が多い下水道は、建設時の起債が大きく運営をどうするのか、雨水利用も含めて大きな課題であることは変わりません。

今後地方交付税のさらなる減額もあり、自主財源での収支均衡を図るための抜本的対策が必要なのは、今始まったことではありませんが、これまでの行政の姿勢には場当たりの対応が目立ち、東大和市というまちをどうしていくのかというビジョンが見えません。税収をふやす努力の一つ、徴収率向上のさらなる取り組みや、家屋医療減免のような不必要な制度の見直しは必須と考えます。また、ベンチャー企業や若者・女性の起業支援など、産業育成への積極的な姿勢が見られないのは残念です。

歳出については、大きく削減できるのはもう人件費しかありません。収入役の廃止や嘱託職員は全廃するなど他市では行っていますから、当市でもできないことはないでしょう。補助金の削減も、金額は大きくないかもしれませんが、サンセット方式にするなど、公正な事業評価をきちんとすべきです。また、リースで賄われている市長公用車や議長優先車は、最も大きな税金のむだ遣いと考えます。即刻廃止していただくよう要望し、討論いたします。

〔3 番 長瀬りつ君 降壇〕

〔9 番 石川庄太郎君 登壇〕

○9番（石川庄太郎君） 9番、石川庄太郎です。平成17年度東大和市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に対しまして、賛成の立場として新政会を代表して賛成討論をさせていただきます。

我が国の経済は、景気が回復していると示唆しておりますが、地方自治体におきましては依然として厳しい行財政運営が続いております。急速に進む少子高齢化を初め、多様化した市民ニーズに対応するため、効率的な行財政運営を展開され、施策を進めてこられました。

市長は就任以来、基本施策といたしまして、一貫して進めてまいりました市民生活の基本となる福祉、教育、防災の充実に鋭意努力をされてきました。一方で地方分権のもと、三位一体改革は地方に大きな改革をもたらしました。景気に連動した市税収入の長期低迷、さらに国や東京都の補助金の削減を初め、地方交付税の減額など、市財政に大きな影響を与えております。市長は限られた財源の中で創意工夫をし、施策の展開をされ、基本構想に掲げる「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の実現に向け、最大限の努力を今後ともお願い申し上げますが、今後は環境も市民生活の基本の中に入れていただけたらありがたいと思っております。

まず一般会計であります。やはり少子高齢化の進展によりまして、平成16年度と同様、義務的経費である扶助費が増加しております。こうした状況の中で新たな施策を展開していくには、歳入の確保を初めとして行財政改革に取り組んでいただきたいと思っております。そうした中で、市長は市民の声を直接伺い、市政のリーダーとして市民本位の市政を展開してきたことは大きな評価をいたします。

これより、歳入歳出の一部について申し上げます。

歳入決算額243億7,822万4,665円、歳出決算額236億1,168万2,803円であるが、前年度に比べ歳入が5.6%減、歳出が5.4%減となっているが、歳入では地方消費税交付金や地方交付税の減少が要因となっている。また、歳出では民生費、土木費、教育費が増加しているが、公債費等で減少し、全体で前年を下回ったと考えられる。

市民税は、税制改革により前年度比9.3%の増、固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金等により2%の増となりました。今後の地方交付税の状況の把握に努めていただきたいと思います。

歳出についてであるが、人件費では前年度比9.8%減の44億8,758万6,039円であります。引き続き職員の努力をお願いいたします。扶助費では前年度比5.2%の増で、59億5,412万2,000円となっております。昨年も申し上げましたが、生活保護世帯の実態把握に努めていただきたいと思います。

次に、投資的事業では前年度比16.6%増の9億2,238万5,000円で、民間保育園施設整備補助事業、学童保育所第八クラブ新築工事、建設事業活性化住宅リフォーム助成事業、市道舗装工事及び道路改修工事、防災貯水槽設置工事、第四小学校便所改修工事、小学校コンピュータ教室整備工事や狭山緑地、都市計画道路3・4・26号線及び都市計画道路3・5・20号線の用地買収等、限られた財源の中で多くの事業を展開され、高く評価をいたします。

次に、行政報告の中でありますが、総務費では、防犯対策事業として、子供たちに対する凶悪事件が相次ぐ中、職員による防犯パトロールを実施し、また、自治会の活性化を図るために積極的に自治会長会議を開催し、地域のコミュニティーの強化に努められたことは大変重要な事業で、高く評価をいたします。男女共同参画事業では、PRの推進に努められ各種事業を展開されました。総務省の推進状況では、全国200事業の中で当市の事業が選ばれたことは高く評価をいたします。また歳入の確保では、市税の徴収に臨時休日窓口を初め各種の滞納対策事業を展開され、その努力を評価し、今後とも継続して努力していただきたいと思います。また、(仮称)清原市民センターの開館準備に向けた取り組みについても、地域住民の利便性を確保、継続されたことを評価いたします。

次に、民生費では、平成12年度から始まった介護保険制度の取り組みですが、高齢化社会を迎え介護保険サービスの受給者は年々増加の傾向にあります。介護予防の施策に重点を置かれ、新たに高齢者筋力トレーニング事業などを実施され、多くの高齢者が参加されたことは評価いたします。今後も継続した介護予防に努めていただきたいと思います。また、子ども家庭支援センターを保健センターへ移設し、事業の拡大を図っていただきました。さらに、老朽化した第八学童クラブの改築工事を行い、あわせて施設規模の拡大を図られたことを高く評価いたします。

次に、衛生費について申し上げます。環境問題には、市長は各種事業を展開し推進してきたわけですが、環境基本計画の策定に着手され、鋭意検討されていると思われませんが、将来を見きわめたすばらしい計画が策定されることを強く要望いたします。また、ごみ減量推進事業では、剪定枝を単に燃えるごみとしてきたことから転換し、資源として堆肥化や土壌改良剤として市内の農家の方々と連携し、有効利用され、ごみの減量と資源の有効活用を図られ、資源循環型の都市農業の推進をされた事業は特に評価をいたします。また、東京多摩広域資源循環組合では、エコセメントに着手し、本年7月から本格稼働を始めました。今後とも引き続き市民に対して、ごみの減量に協力をお願いするとともに、新たな事業展開を強く要望し、一部事務組合への負担金の削減に努力をお願いいたします。

次に、農林業費であります。環境に配慮した農業を推進することから、エコファーマー認定農業者の育成

を図られました。今後も継続的な事業として充実をお願いいたします。また、市民が農産物の収穫や農業への理解を深めていただくために、奈良橋市民農園の整備をしていただき、市民が土に親しみながら農業の振興に寄与されるための事業として高く評価をいたします。さらに、住宅・店舗リフォーム助成事業や、新・元気を出せ商店街事業を実施され、商業の振興対策事業を展開されたことも評価をいたします。今後もシャッター化した商店街の活性化に、ぜひ一層の取り組みをお願いいたします。

次に、土木費であります。空堀川の改修に伴い、上砂一の橋のかけかえ工事をし、市民の要望にこたえていただきました。また、市内循環バスは、今では市民の中で定着して多くの市民が利用しておりますが、芋窪地区への一部路線変更を強く要望いたします。次に、毎年狭山緑地の買収をし、既に公有地化は約56%までに図られたことは、財政状況が厳しい中補助金を有効活用され、進められたことは高く評価いたします。後世までにこの狭山緑地を残せることは、大変重要な事業だと考えます。今後とも市民の憩いの場として、適正な維持管理を初め、公有地化に努力されるよう強く要望いたします。次に、都市計画道路についてですが、3・4・26号線や3・5・20号線の用地買収が鋭意進められていることについては、買収率を見れば一目瞭然であります。今後とも用地交渉は大変かと思いますが、引き続き努力していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、消防費であります。各地でのニュース等で報道されている災害による被害が発生しております。昨年は第五分団の消防ポンプ車の買い換えや防災情報マップの作成をし、全戸に配布をされました。また、耐震性防火貯水槽を立野南公園に設置されました。防災対策の充実は、市民の安心と安全を守るためにも、今後の重点施策として取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、教育費であります。情報教育推進事業では、四小、六小、八小、九小、十小学校のコンピュータ教室に各21台のパソコンを設置され、情報教育の推進を図られました。また、耐震補強の問題が大きく取り上げられる中、平成18年度予算を前倒しにし、第一小学校の耐震補強工事を実施されました。また、自動体外式除細動器「AED」を小学校、中学校に各1台ずつ設置され、応急措置設備の充実を図られましたことは、高く評価をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計については、歳入決算額は68億9,895万2,266円で、前年度比7.6%の増である。歳出決算額は69億6,807万7,290円で、前年度比8.0%の増となっている。主な増加の原因は、保険給付費が前年度比11%の増加であることから、医療費削減の対策を引き続きお願いいたします。内容的には、人間ドックの一部助成や高額療養費を初め、葬祭費、出産育児一時金の事業等を評価いたします。

次に、受託水道事業特別会計であります。管網強化、管路の耐震性強化の新設や、取りかえ工事や導水管の布設工事、給水管の取りかえ等、市民生活に支障がないよう努めていただきました。今後東京都への全面移行が迫っておりますが、市民に影響のないようよろしくお願いいたします。

次に、下水道事業特別会計であります。公債費が歳出総額の66.9%を占めておりますが、前年度比5.6%の増となっております。採算性を高める方策を期待しています。

次に、老人保健特別会計についてであります。高齢者への医療給付費が増加しております。医療受診にかかわる経費の削減対策を、今後も引き続き検討をお願いいたします。

次に、土地区画整理事業特別会計についてであります。立野地区土地区画整理事業も鋭意進められておりますが、引き続き地権者との話し合いを進めていただき、使用収益開始率の100%を期待いたします。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険料の収入未済については、今後ともなお一層の徴収努力をお願いいたします。歳出では、平成17年10月から特定入所者介護サービスが新設されました。今後各種サービ

スの充実が必要でありますので、保険料の公平性を確保してください。

平成17年度は、国においては郵政民営化が自公体制の下成立し、さらに道路公団が民営化され、着々と行財政の構造改革が進められております。さらに三位一体の改革が決着し、2006年度の予算では、計6,100億円の税源を地方に移譲し、同時に補助金を削減することで合意を得ました。また、平成17年度の経済白書では、バブル後の脱却が実行されたとも報告がありました。しかし、地方の財政は依然として厳しい状況が続いております。今後さらなる行政改革が必要と考えています。

また、自然災害は後を絶ちません。宮城県南部で震度6、マグニチュード7.2の地震が発生し、大きな被害に見舞われました。環境面でもアスベストによる健康被害が大きな問題となりました。さらに情報化の進展に伴い、個人情報の流出等が社会的な問題となったことから、昨年4月1日、個人情報保護法が全面施行され、個人情報の漏えい防止が義務づけられました。また、子供たちをねらった悪質な事件を初め、青少年による事件が後を絶ちません。こうしたことから、安心して安全なまちづくりが急務となっておりますので、今後とも市長におかれましては、防災、防犯等にさらなる御尽力をお願いいたします。

さて、市長におかれましては、市長就任以来3期目の最終年度となります。今まで市民派市長として、市民の目線に立ち行政を運営してきました。さらに行政の継続性は必要なものと考えております。4期目の出馬を表明されたので、安心して市政運営を引き続きお願いを申し上げます。行財政運営は今後とも厳しい状況ではありますが、効率的な市政の実現を目指し、限られた財源を最大限有効に活用され、住民福祉の増進に寄与されることを期待します。市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを、今後とも鋭意努力をしていただくことをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

〔9 番 石川庄太郎君 降壇〕

〔11番 西川洋一君 登壇〕

○11番（西川洋一君） 日本共産党東大和市議員団を代表して、平成17年度一般会計決算の認定に反対をし、6特別会計決算の認定に賛成の立場で討論を行います。

私たちはこの決算審議に当たって、17年度の予算執行が市民生活とどういう関係にあったのかということを検討いたしました。

行政報告書に示されている市民の所得は、昨年に比べて給与所得者が1人当たり4,000円増収になっておりますが、すべての納税義務者で見ると、1人当たり1万4,000円の減収となっております。引き続き市民の所得は減っているわけです。歳入を見ますと、市民税個人現年におきまして9,100万円の増収となっております。市民の所得はふえていないのに、税負担は大きくなりました。原因は国の税制改正によるものです。生活保護世帯、保護者は年々増加し、801世帯1,253人となりました。市民所得の減収、市民税負担の増、生活保護数の増加、これらの指標は、市民生活が昨年度からさらに後退したことを示しています。この現状を見据えての市政運営が必要です。特に困難な暮らしをする市民に直接応援をする施策の充実が求められました。

ところが、充実でなく後退したのが生活支援ホームヘルプサービス事業でした。介護保険制度の改悪で、家事代行型の訪問介護については、必要性、期間、提供方法等を見直す、生活機能を低下させる家事援助はしない、の考え方が導入され、ホームヘルプサービスが大幅に切り捨てられました。介護サービスから除外された市民に、どう手を差し伸べるかが問われました。市には、介護保険の認定には至らないが、日常活動を営む上で支障などがある市民に対して、市が独自に支援する生活支援ホームヘルプサービス事業があります。ところが市は国に追随して、生活支援ホームヘルプサービスを大幅に後退させてしまったのです。これらに該当する

人は、介護保険の認定にならないので予防給付を受けられません。地域支援事業で支援することになりますが、筋トレ、栄養指導、転倒骨折予防教室といった事業では救済されません。こういう状態の人たち、つまり困難な暮らしに直面している市民に対して直接応援する温かい施策が必要だったにもかかわらず、後退させたことは大きな問題です。

16年10月からの医療改悪によって患者負担が大きくなり、高齢者非課税の廃止、老年者控除の廃止が17年度、18年1月から始まりました。高齢者いじめと言っているような政治が次々に行われました。これは国の責任によるものですが、こういう状況の中で市政が医療のこと、介護のことで、高齢者に対する温かい施策を実施することが求められておりました。地方自治法第1条の2には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と書かれています。法の精神によって、福祉における市の独自施策の充実こそが求められていたのに、17年度決算では後退させました。

個別の施策について述べます。

平和であることが、すべての施策を進める前提条件です。17年度の中では、少ない平和予算の中で事業を進める職員の努力はわかりますが、いかにも予算が少ないということを指摘します。尾又市長は、みずから「護憲派の市長」と言っておりますので、それにふさわしく平和予算をとるよう望みます。被爆者及び被爆者団体への支援を充実していただきたいと思います。

市内産業の振興では、住宅リフォーム助成制度を継続していることを評価するとともに、都営住宅等の建設に当たって市内業者が仕事を受注できるよう努力していただきたいと思います。

子育て支援では、乳幼児医療費助成で、所得制限なしの対象年齢1歳引き上げをこの年度に行いました。評価をいたします。さらに市独自に充実するとともに、東京都や国の制度とするよう働きかけることを求めます。

低所得で暮らす高齢者の不安は大変なものがあります。特に病気になったときの不安は並大抵のものではありません。安心して医療にかかれるように、老人入院見舞金制度の復活など、高齢者施策の充実を求めます。

学校施設、環境整備については、テンポは遅いながらも計画的に進めてきました。学校校舎、体育館の耐震工事の進捗は、新聞報道では全都最下位という状況でした。このことは、市独自の責任を明確にすべきと思います。そして国・都への働きかけなど、抜本的な取り組みが求められると思います。

学校教育では、日の丸・君が代を強制する都教育委員会の方針に従って、東大和市でも教師の内心の自由を踏みにじる行為が行われています。昨日東京地方裁判所は、東京都教育委員会が日の丸・君が代を強制する通達を出したことは憲法違反、教育基本法違反であるとの判断を示しました。都教育委員会によって処分され、訴えていた原告の主張を全面的に認め、東京都に賠償金を払うよう命じました。

新聞報道では、判決の骨子を次のように報道しています。

「国民の間には国旗掲揚、国歌斉唱に反対するものも少なくなく、こうした主義、主張を持つものの思想・良心の自由も、憲法上、保護に値する権利である。起立、斉唱したくないという教職員にこれらの行為を命じることは自由の侵害である。都教委の一連の指導は「不当な支配」を廃ずるとした教育基本法第10条に違反する。憲法19条の思想・良心の自由に対し、許容された範囲を超えている。学習指導要領の条項が教職員に対し、一方的な理論や観念を生徒に教え込むよう強制する場合には「不当な支配」に該当する。」というものです。

当然の判決です。東京都の教育長は控訴するようですが、市教育委員会は東京都の言いなりになるのではなく、憲法、教育基本法に基づき、みずからの判断で教育行政を進め、現在の状況を改善するよう求めるもので

す。

以上で17年度決算に対しての討論といたします。

[11番 西川洋一君 降壇]

[20番 下条 学君 登壇]

○20番(下条 学君) 20番、下条 学でございます。私は、公明党を代表して、平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算並びに6特別会計歳入歳出決算に対し、賛成の立場から討論を行います。

不明確な三位一体の改革の税源移譲の中で組み込まれた17年度予算に対し、実質収支額を7億6,000万円の黒字といたしました。しかし、財政調整基金の取り崩し、繰越金の繰り入れがなければ、実質は940万円の赤字となっております。今後の市の財政課題として、財源の確保を含め財政計画を立てていただきたいと思いません。

さて、一般会計の歳入について申し上げます。

当初予算額での市税は、収入済額との差を見ますと5億7,400万円の増額となりました。このうち法人市民税は4億7,200万円と、新設された法人によって大きく歳入が伸びましたが、地方交付税の減額の要因となってしまいました。今後の対応には注意が必要と思われるので、地方交付税の見きわめを、今後お願いをしたいと思います。財政調整基金の取り崩しは、当初5億円の予算となっております。繰入金として当初予算に計上しておりましたが、2億円を減らして3億300万円となりました。この財政調整基金の残高は、多摩26市中、下位の方と聞いておりますので、繰越金の差額4億6,000万円を繰り入れるなどして残高の確保に努めていただきたいのと、年々よくなっておりますけれども、収入未済額の減額、徴収率の引き上げに取り組んでいただきたいと望みます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の中で、長年の懸案でございました東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例がスタートし、男女共同参画苦情等処理窓口が創設されたことに評価をいたします。また、公共施設へ自動体外式除細動器を配置し、市民の安全を確保しましたので、取り扱いの講習会を開催していただきたいと望みます。

民生費につきまして、子ども家庭支援センターを保健センター別館への移設整備、一時保育の実施と整備をされた点につきまして評価をいたします。さらに時間の延長など、充実を図られることを望みます。17年の10月から乳幼児医療費の助成を4歳未満児まで所得制限枠を延ばし、少子化対策に取り組まれたことに評価をいたします。他市では未就学児まで枠を広げてきております。こういったことから、当市でも財政をかんがみ、所得制限の枠を上げられるよう要望いたします。学童保育所につきまして、桜が丘地域のマンションの急増により児童が大変ふえている中、第八クラブの改築工事が行われました。また18年度では、第七、第九クラブの改築のための調査が行われておりますが、市内各クラブでは保留児が多く出ておりますので、計画を立て、定員数の見直し、クラブの整備を進めていただきたいと思いません。また高齢者の介護予防として、筋力向上トレーニング事業が始まりました。健康長寿を目指し、総合的な介護予防システムを図っていただきたいと要望いたします。

衛生費につきましては、成人検診による成人歯周疾患検診の開始を評価いたします。暫定リサイクルセンターの環境整備、ストックヤードの移設等、要望をいたします。

商工費では、商店街振興プランの推進、空き店舗対策、住宅リフォーム助成を評価いたします。さらに商工振興の研究をしていただきたいと要望いたします。

消防費では、防災情報マップを発行いたしました。作成部数が少し足りないのではないかと思います。緊急時、一家に1部しかないという状態では大変困るのではないかと思います。さらに増部をし、公共施設等に置いてもらいたいと要望いたします。

教育費については、17年度で全小学校のパソコンの配置が終わりました。学校の耐震工事が当市では大変おくれておりますので、今後も耐震工事を推進していただきたいと要望いたします。東大和郷土美術園の管理に関してでございますが、経費の関係をもっと考えるべきと思われます。

最後になりますが、特別会計の国民健康保険につきましては、国民皆保険として、年々加入者がふえていると思います。前年度の繰上充用金3,900万円を差し引いても、3,000万円近くの赤字となっております。繰上充用が恒常化しないよう、健全な国保会計運営に努めていただきたいと要望いたします。また、一般会計からの繰入金10億円を超えております。国に対して国保体制のあり方、見直しを訴えていただきたいと要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

[20番 下条 学君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第49号議案 平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第50号議案 平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長の報告の

とおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第51号議案 平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第52号議案 平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

#### 日程第19 第56号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第19 第56号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 小飯塚謙一君 登壇〕

○助役（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第56号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、ただいま議決していただきました第55号議案 東大和市国民保護協議会条例の制定に伴いまして、国民保護協議会委員の報酬を追加するものであります。

内容について御説明申し上げます。

別表「防災会議委員」の項の次に、「国民保護協議会委員 日額9,000円」を新たに加えるものであります。

附則といたしまして、条例の施行日を東大和市国民保護協議会条例の施行日に合わせて、平成18年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[助 役 小飯塚謙一君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。  
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第56号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。  
よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第20 議第5号議案 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

○議長（松浦 誠君） 日程第20 議第5号議案 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第5号議案 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第21 議第6号議案 飲酒運転の撲滅に関する決議

○議長（松浦 誠君） 日程第21 議第6号議案 飲酒運転の撲滅に関する決議、本案を議題に供します。  
お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第6号議案 飲酒運転の撲滅に関する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（松浦 誠君） 日程第22 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

建設環境委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

本件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

## 日程第23 閉会中の特定事件調査について

○議長（松浦 誠君） 日程第23 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

これらの事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

## 日程第24 議員派遣について

○議長（松浦 誠君） 日程第24 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いた

いと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成18年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 浦 誠

副 議 長 押 本 治 雄

署 名 議 員 西 川 洋 一

署 名 議 員 藤 原 宏 子

署 名 議 員 粕 谷 久 美 子